主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人牛山秀樹作成の控訴趣意書及び同補充書に、これに対する答弁は検察官鈴木芳夫作成の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意のうち、不法就労助長罪の成立に関する法令適用の誤りないし事実誤認 の主張について

所論は、要するに、本件においては、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)七三条の二第一項一号の不法就労助長罪が成立するために必要な、「事業活動に関し」「不法就労活動を」「させた」という各要件が欠けているのに、原判決は、被告人に対し、原判示の事実のとおり、同罪の成立を認めているが、これは、法令の適用の誤りないし事実の誤認であり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである、というのである。

そこで、記録を調査して検討するに、原判決挙示の各証拠によれば、原判示の事実は優に認定することができ、原判決が(出入国管理及び難民認定法違反の事実につき有罪と認めた理由)で認定、説示するところは正当であると認められるから、原判決に所論のような法令の適用の誤りないし事実の誤認があるとは認められない。以下、所論にかんがみ説明を付加する。

所論は、本件スナックの経営者がタイ人女性らとの間で報酬を払うような雇用契約があるのか否かを重要視しているが、これは、右のように不法就労助長罪の誤った理解を前提とするものであり、すでに失当であるといわざるを得ない。関係証拠によれば、BことB、CことC、DことD、EことE、FことFの五名(以下、同女らをまとめて、「Bら五名」という。)は、本件スナックで飲食に来た客を接待する一方、客との間で売春の合意ができれば、店外で売春をし、これで得た売春代については、一回につき一万円を店側に入れ、その余は全額売春した同女らの収入

になっていたこと、Bら五名は、いずれも不法残留の外国人であったことが認められ、Bら五名が不法就労活動をしていたことは、同女らが本件スナックとの間に雇用関係があったか否かを問うまでもなく、明らかであるというべきである。

したがって、所論は採用することができない。

二 所論は、本件スナックの事業目的は飲食業であり、売春をさせて売春で利益を得るという目的はなく、また、タイ人女性らの売春は同女らの自由な意思判断で勝手に行われていたものであって、本件スナックとしてこれを集客の売り物にしていたわけではなく、飲食業経営の面からは何ら必要でなかったのであるから、Bら五名の売春行為は「事業活動に関し」に該当しない、と主張する。

こだかって、所謂は採用することができない。 三 所論は、入管法七三条の二第一項一号の外国人に不法就労活動を「させた」 との構成要件に該当するためには、当該外国人との間で雇用関係と同等以上の対人 関係上の優位性が必要であるし、また、不法就労活動を行う方向での積極的な働き かけが必要であると解するのが相当であるところ、本件スナックでは、タイ人女性 らは店に出てくるか否かは自由であって、店内においてさえ同女らに対し優位性は 認められないし、店外では全く優位性は認められないこと、被告人は、タイ人女性 らが接客行為をしたり売春を勧誘して売春のため客と店外に出たりすることを放 ないし黙認していたにすぎず、何ら積極的な働きかけはしていないこと、被告 タイ人女性らとは対等な立場で互いに利用しあっていただけであることが認められな るのであって、被告人には右構成要件に該当する具体的な実行行為は認められない、と主張する。

告人は、本件スナックにおけるマスター兼店長として、Bら五名を含む同店のホステスであるタイ人女性らとの間で対人関係上優位な立場にあって、同女らにホステス兼売春婦として働くよう促し、同女らもそれに従ってホステス兼売春婦として稼働していたことは明らかであり、したがって、被告人が、本件スナックにおいて、Bら五名に不法就労活動をさせたとする原判示の事実は十分認められるというべきである。

所論は、被告人とBら五名のタイ人女性とは対等な立場で互いに利用しあっていただけであって、そこには対人関係上の優位性もなければ、積極的な働きかけもないと、るる主張しているが、なるほど、個別具体的な場面を取り出して見れば、Bら五名に関し、被告人による客付けや売春代の管理等が行われていたわけではなく、Bら五名が店の客を誘って売春を行うことをただ黙認していたにすぎないかようであるが、Bら五名との関係は、前記のような本件スナックのシステム、するようであるが、Bら五名との関係は、前記のような本件スナックのシステム、するようであるが、Bら五名との関係は、前記のような本件スナックのシステム、するようであるがあるとのでは、マスター兼店長であるというシステムの間で対人関係上優位な立場にあることも同女らに対する接客及び売春についての働きかけがあることも優に認められるというべきである。

したがって、この点についても所論は採用することができない。

以上の次第で、論旨は理由がない。

控訴趣意のうち、不法就労助長罪の罪数に関する法令適用の誤りの主張について 所論は、要するに、入管法七三条の二第一項一号の罪の保護法益は、外国人個人 の法益ではなく、外国人の適正なる在留管理という入国管理行政の適切かつ妥当な 執行であることからすれば、同罪の罪数については、外国人単位ではなく不法就労 の事業所単位でみていくべきであり、本件では、包括一罪が正当であるのに、併合 罪とした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、 というのである。

〈要旨〉不法就労助長罪の保護法益が外国人の適正なる在留管理という入国管理行政の適切かつ妥当な執行であることは所論のとおりであるが、ここでいう外国人の適正なる在留管理とは、抽象的なものをいうのではなく、個々の外国人それぞれについていうものであることはいうまでもないところであり、したがって、不法就労外国人ごとに同罪が成立することはもちろんであり、その罪数関係は、条文上、格別業態犯であるとみなければならない文言はないことをもかんがみると、併合罪であると解するのが相当であって、これと同判断の原判決には、所論のような法令適用の誤りがあるとは認められない。所論は採用することができない。

論旨は理由がない。

よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡田良雄 裁判官 長島孝太郎 裁判官 毛利晴光)